

「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」の見直し

今回の見直し内容

1 平時における協力・連携事項を規定

- ⇒ 三県で**半島防災の推進に向けた平時の協力・連携体制構築**に注力することで、災害時の円滑な応援の実施に繋げ、防災対策の強化を図る。
- ⇒ 協定名称を「紀伊半島防災の推進及び災害等相互応援に関する協定」と改める。

2 応急対応期及び復旧・復興期における連携

- ⇒ 南海トラフ地震等により三県が同時に被災した場合に、**適切な被災者支援と早期の復旧・より良い復興を成し遂げるため**三県の取り組む活動等について**情報交換を実施**する。

協定の概要

新規

【平時の協力体制の構築】

取組内容（抜粋）

- 応急対応期及び復旧・復興期に関する課題に対する情報共有・意見交換
- 防災対策の推進協力、訓練視察等の相互交流

新規

【応急対応期及び復旧・復興期の連携】

取組内容（抜粋）

- 災害発生時における人的・物的な相互応援の実施、ヘリコプターによる応援、救急患者等の搬送 など
- 必要に応じた自主的なリエゾン派遣
- **復旧・復興期における情報交換**

新規